

健診データ等の電子化

健診データ提出の電子的標準様式 (健診機関等→医療保険者、医療保険者→医療保険者)

○基本的考え方

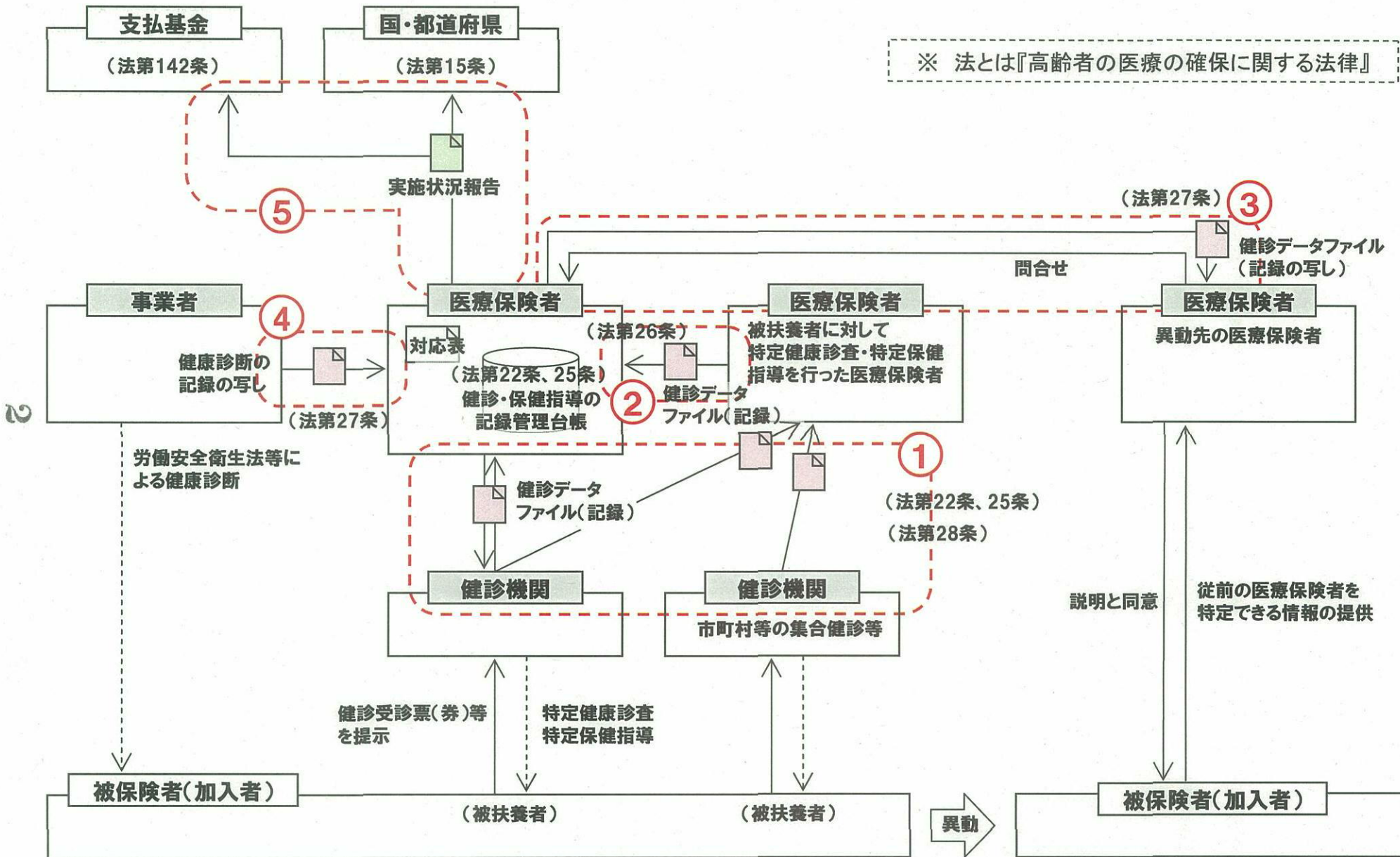
- ・ 今後の新たな健診における、健診データの流れとして以下の場面が考えられる。
 - 1) 健康診査実施機関・保健指導実施機関→医療保険者
 - 2) (被扶養者の健診を行った)医療保険者→(被扶養者所属の)医療保険者
 - 3) (異動元の)医療保険者→(異動先の)医療保険者
 - 4) 労働安全衛生法に基づく健診を実施した事業者→(当該労働者所属の)医療保険者
また、健康診査等の実施状況などについては、以下の流れが考えられる。
 - 5) 医療保険者→国、都道府県、支払基金

- ・ 今回の新たな健診において、医療保険者には、被保険者の健診を実施する様々な健診機関や、被扶養者の健診を実施する他の医療保険者、さらには労働安全衛生法に基づく健診を実施する事業者などから、健診データが送付されてくるとなり、複数の経路で複雑に情報のやりとりが行われる。このことから、データの互換性を確保し、継続的に多くのデータを蓄積していくためには、国が電子的な標準様式を設定することが望ましいと考えられる。
→上記1)について、研究班等で作成したフリーソフトを配布する。

- ・ 医療保険者ごとに健診・保健指導の実績を評価する際にも、膨大なデータを取り扱うことから、電子的標準様式が設定されることが必要と考えられる。電子的標準様式は、将来的に健診項目の変更、追加、削除、順番の変更等があっても対応が容易となるよう定めることが必要。

- ・ 個人情報の保護には十分に留意する。

健診データの流れ



健診検査項目の健診判定値

番号	項目コード (JLAC10)	項目名	データ基準		データタイプ	単位	検査方法	備考
			保健指導判定値	受診勧奨判定値				
1	303610	トグリセライド	150	150	数字	mg/dl	1.酵素比色法・グリセロール清法	空腹時の測定を原則とした判定値
					数字	mg/dl	2.酵素UV法・グリセロール清法	空腹時の測定を原則とした判定値
2	303850	HDLコレステロール	39	39	数字	mg/dl	直接法(非沈澱法)	
3	303890	LDLコレステロール	120	140	数字	mg/dl	直接法(非沈澱法)	実測値あるいは計算値を入力
4	302700	空腹時血糖	100	126	数字	mg/dl	1.ヘキソキナーゼ・UV法	
					数字	mg/dl	2.ブドウ糖酸化酵素電極法	
					数字	mg/dl	3.ブドウ糖脱水素酵素法	
302710	糖化血球	140	(180)	数字	mg/dl	1.ヘキソキナーゼ・UV法	食後時間「hh:mm(時・分表記)」	
				数字	mg/dl	2.ブドウ糖酸化酵素電極法	食後時間「hh:mm(時・分表記)」	
				数字	mg/dl	3.ブドウ糖脱水素酵素法	食後時間「hh:mm(時・分表記)」	
5	302160	血清尿酸	7.0	8.0	数字	mg/dl	1.ウリカーゼ・ヘルオキシダーゼ法	小数点以下1桁
					数字	mg/dl	2.ウリカーゼ・UV法	小数点以下1桁
6	302880	HbA1c	5.5	6.1	数字	%	1.不安定分離除去HPLC法	小数点以下1桁
					数字	%	2.免疫学的方法	小数点以下1桁
7	300340	GGT(AST)	46	50	数字	U/l 37℃	JSCC標準化対応法	
8	300390	GGT(ALT)	40	50	数字	U/l 37℃	JSCC標準化対応法	
9	300690	γ-GT(γ-GTP)	80	100	数字	U/l 37℃	IFCC(JSCC)標準化対応法	
10	302110	血清クレアチニン	1.2(男性) 1.0(女性)	1.4(男性) 1.1(女性)	数字	mg/dl	1.酵素法	小数点以下1桁
					数字	mg/dl	2.Jaffe黄濁-オート法	小数点以下1桁
					数字	mg/dl	3.ドライケミストリ法	小数点以下1桁
11	200060	尿色定量【ヘモグロビン量】	13.0(男性) 12.0(女性)	12.0(男性) 11.0(女性)	数字	g/dl	自動血球算定装置	小数点以下1桁(尿色定量の上限値については、健診判定値、受診勧奨判定値とも男性12.0、女性11.0とすることを検討する。)

健診項目の標準コードの設定

1) 基本的考え方

- 今後の新たな健診において、電子化された膨大な健診データが継続的に取り扱われることになる。その際に、健診項目についても、標準的な表記方法で皆が統一的使用しなければ、同一の検査であるかどうかについて、電子的に判断できない。そのため、標準的な表記方法として健診項目ごとに標準コードを設定することが必要。
- 血液検査データの標準コードは日本臨床検査医学会が作成したJLAC10(ジェイラックテン)を標準的なものとする。
- 質問票についても、標準的な質問項目の設定とその標準コードの設定が必要。

2) 具体的な標準コード

- 血液検査データについては、既存のJLAC10コード(運用コード)を使用。
- 質問項目、身長等のJLAC10コードのない項目については、JLAC10のコード体系に準じたコードを検討し、標準コードとして設定。

※1～3のデータ基準については日本動脈硬化学会「動脈硬化性疾患診療ガイドライン」、4については日本糖尿病学会「糖尿病診療ガイド」、5については日本糖尿病・核種代謝学会「高尿酸血症・痛風の診療ガイドライン」の各判定基準に基づく。

※6のデータ基準については日本糖尿病学会メタボリックシンドローム(予備群)検討委員会の検討結果に基づく。

※7～10のデータ基準については人間ドック学会作成の「人間ドック成績判定及び事後指導に関するガイドライン」に基づく。今後同学会における検討等により、修正を加えていく。

※11のデータ基準については、WHOの尿色の判定基準、人間ドック学会作成の「人間ドック成績判定及び事後指導に関するガイドライン」のデータ等に基づく。

※検査方法については、それぞれの検査項目毎に90%以上をカバーするものを記載した。